

# 令和5年度事業報告書

自 令和5年7月1日

至 令和6年6月30日

## 1. 概 況

コロナの流行から5年が経過しましたが、感染そのものが収束したわけではありません。ひとりひとりが注意を払い、業務を遂行して参りました。

また、令和5年7月には、県内を大雨が襲い、秋田市では太平川などの河川の氾濫、駅東地区などが、内水氾濫による床上浸水が発生し、7000戸に及ぶ被害となりました。

気候変動によるものが、原因の一部であると報道されておりますが、今後とも注意深く対応する必要があると考えております。

昨年度より約1千万円減の2億円の事業収益となりました。洪水による被害の発生のなか、「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を遂行しました。

## 2. 協会の運営について

コロナ感染症の対応として、立会時のマスクの着用等防御態勢を社員それぞれ対応しました。各種会議もWEBと対面の併用となりました。会議内容によりその都度選択いたしました。

また、全国公共嘱託土地家屋調査士協会連絡協議会での全国理事長会議、総会、東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の総会はいずれも対面で実施され、研修会の一部はWEB併用となりました。

法人法三法を遵守し、公益法人として、定款・役員報酬に関する規則、事業計画書・貸借対照表等の決算報告書・社員名簿を公開いたしました。

また、個人情報の漏えいに注意し、その徹底を図りました。土地家屋調査士の新入会員に本協会の主旨を説明し、1名の方が入会し、さらに1法人が入会しました。令和6年7月から1名が入会することとなりました。

以上、事業計画書に基づいて協会の運営をいたしました。

## 3. 公益目的事業について

### 【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

官公署等からの公共嘱託登記業務を受託し、適切に処理することにより、委託元の事業の円滑な推進に寄与し、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進しました。

国の機関では、仙台国税局、東北財務局秋田財務事務所、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署より業務受託いたしました。

秋田県からは、財産活用課、産業集積課、農林政策課、県警本部、鹿角、北秋田、山本、秋田、

由利、仙北、平鹿、雄勝の各地域振興局より業務受託いたしました。

市町村では、秋田市、能代市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町、美郷町より業務を受託いたしました。

また、自然災害等の被災した地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会に対応できるかぎり受託し、登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行うこととしておりますが、本年度の受託はありませんでした。

さらに、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し、地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備しておりますが、本年度は能登半島地震義援金として石川協会へ10万円を送金しました。

#### 【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

18年間継続受注しております、秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条に規定されている地図の作成作業は、秋田市外旭川地区・將軍野向山地区の境界確認・地図作成作業を実施いたしました。さらに、秋田市旭川清澄町、旭川新藤田西町、旭川新藤田東町、旭川南町等の境界確認・地図作成作業を実施中であります。また秋田市牛島西三丁目、茨島六丁目の基準点作業を実施中であります。

#### 【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

役員又は社員が随時電話もしくは対面で行いました。公共嘱託登記事務の適切な処理などを説明いたしました。

以上の三事業は、直接的な受益者は委託者である官公署等ではありますが、最終的な受益者は不特定多数の県民であり、法令により官公署等からの依頼には正当な事由がない限り拒むことは出来ず公益の増進に貢献しました。

#### 【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

この研修事業は、講師を招き官公署職員、土地家屋調査士及び隣接資格者等を対象に実施するものであります。今年度は、秋田地方法務局 登記部門 統括登記官 藤原勝美氏による「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」という演題で、研修会を実施いたしました。

#### 【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

平成30年度からの公益目的事業であり、秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務の補助作業」であります。令和5年度は秋田県との協定書に基づく事業はありませんでした。秋田県総合防災課及び秋田県土地家屋調査士会と担当責任者及び連絡体制についての情報を共有いたしました。

以上、事業報告といたします。